

山と溪谷カードセゾン特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社山と溪谷社(以下「山と溪谷社」という)と提携して発行するクレジットカードは、次の名称といたします。

- ①山と溪谷カードセゾン
- ②skierカードセゾン
- ③Outdoorカードセゾン
- ④snowboardカードセゾン

第2条(カードの会員)

お客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し、山と溪谷社を通じて当社に第1条のカードの中から選択したカード(以下「本カード」という)ご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

第3条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第4条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。